

第3弾天龍村地元店舗応援券

よくある質問Q&A

Q1. 第3弾地元店舗応援券はいつからいつまで使えますか？

有効期限は、令和3年11月1日（月）から令和4年1月31日（月）までとなります。

A. 有効期限を過ぎると、ご利用出来なくなりますので、ご注意ください。

Q2. 第3弾地元店舗応援券はどこで使えますか？

A. 村内の取扱店で使用可能です。取扱店は、店頭などに取扱店公認チラシを掲示しています。

なお、取扱店は随時更新されますので、最新の情報は、村のホームページにてご確認ください。



Q3. 第3弾地元店舗応援券は本人しか使用できませんか？

A. 本人および生計を同一にする家族が使用できます。

Q4. 第3弾地元店舗応援券を紛失してしまいました。

A. 再発行はできませんので、大切にお取り扱いください。

Q5. 汚損した第3弾地元店舗応援券の対応は？

交換はできませんが、次の条件を満たせばそのまま使用できます。

A. ・通し番号が確認できること
・券面の面積が5分の4以上残っていること

Q6. お釣りは出ますか？

A. お釣りは出ませんので、額面以上のお買い物時にご使用ください。

Q7. 第3弾地元店舗応援券で買えるもの・買えないもの

【買えるもの】

・一部を除く物品及びサービスの購入

【買えないもの】

A. ・地方公共団体等への支払い
・商品券、ビール券、切手、印紙などの換金性の高いもの
・たばこ など

Q8. 家族が経営する店舗や自身が働いている店舗で使用できますか？

家族が経営する店舗や自らが従事している店舗等で使用することはできません。また、事業主自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）にも使用できません。

Q9. 第3弾地元店舗応援券は他の商品券や割引券との併用はできますか？

A. 併用につきましては、各取扱店の判断で条件を設定している場合がありますので、詳細は各店舗にお問合せください。

Q10. その他禁止事項について

A. ・応援券の他人への売却
・応援券の偽造、複製
・その他本事業の目的に相反する行為